

『個人情報保護法の解説 第三次改訂版』正誤表

本書第1刷（令和4年6月20日発行）の内容に一部誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

修正箇所	誤	正
57 頁下から3行目	ことに <u>かんが</u> み」	ことに <u>鑑</u> み」
76 頁下から6行目	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第 <u>三</u> 319号）	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）
77 頁7行目	九 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者	九 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
80 頁5行目	発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第 <u>2</u> 項	発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第 <u>1</u> 項
81 頁5行目	発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第 <u>2</u> 項	発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第 <u>1</u> 項
116 頁1行目	土地基本法第 <u>7</u>	土地基本法第 <u>8</u>
116 頁3行目	土地基本法第 <u>8</u>	土地基本法第 <u>9</u>
117 頁下から8行目	法に <u>かんが</u> み」	法に <u>鑑</u> み」
187 頁下から9行目	おそれがある <u>事態</u> 」	おそれがある <u>事態</u> 」
228 頁12行目	法第24条第2項及び法第26条の2第1項第2号の <u>規定による規定による情報の提供は、</u>	法第24条第2項又は法第26条の2第1項第2号の <u>規定による情報の提供は、</u>
228 頁下から7行目	当該情報適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報	当該情報
235 頁10行目	当該情報適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報	当該情報
238 頁下から11行目	個人データ（法第26条の2第2項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）	個人データ（第26条の2第2項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）
239 頁7行目	七 前号の支障に関して第1項第3号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要	七 前号の支障に関して第1項第2号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要
241 頁3行目	個人データ（法第26条の2第2項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）	個人データ（第26条の2第2項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）
245 頁16行目	ク 前号の支障に関して第1項第3号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要	ク 前号の支障に関して第1項第2号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要
272 頁9行目	施行規則第17条第1項3号が定める事項を記録する必要がある。	施行規則第17条第1項第3号が定める事項を記録する必要がある。
272 頁17行目	第1号ロからニまでに掲げる事項	次のイからニまでに掲げる事項
272 頁下から5行目	ニ 当該個人関連情報の項目	ニ 当該個人関連情報の項目 四 [略]
274 頁1行目	令和2年改正法施行規則	令和2年改正法施行規則 <u>附則</u>
283 頁12行目	（第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置）	（ <u>個人情報関連情報の第三者提供を行う</u> 際の確認に関する経過措置）
286 頁4行目	法第26条の2第3項において準用する法第26条第3項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。	法第26条の2第3項において読み替えて準用する法第26条第3項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
288 頁下から4行目	（第三者提供を受ける際の記録の保存期間）	（ <u>個人情報関連情報の第三者提供に係る</u> 記録の保存期間）
293 頁下から11行目	1 法第20条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。） 2 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先 3 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあつては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先	二 法第20条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。） 二 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先 三 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあつては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先
330 頁9行目	個人情報取扱事業者は、第27条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第28条第3項、	個人情報取扱事業者は、第27条第3項、第28条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）、

修正箇所	誤	正
332 頁 5 行目	当該保有個人データ又は第三者提供記録の特定に資する情報の提供	当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供
355 頁 11 行目	一 削除情報等	一 法第 35 条の 2 第 2 項に規定する削除情報等
355 頁 15 行目	当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、	当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、
355 頁 20 行目	「削除情報等	「法第 35 条の 2 第 2 項に規定する削除情報等
356 頁 4 行目	当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、	当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、
366 頁下から 10 行目	法第 35 条の 2 第 8 項に規定する電磁的方法は次の各号に掲げるものとする。	法第 35 条の 2 第 8 項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
366 頁下から 4 行目	前号に規定するもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）	前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）
367 頁 10 行目	前号に規定するもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）	前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）
422 頁下から 9 行目	法第 40 第 1 項、	法第 40 条第 1 項、
426 頁 11 行目	同法第 17 条第 2 項	同法第 17 条第 1 項
432 頁 14 行目	当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣又は国家公安委員会（次号において「大臣等」という。）	当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会（次号において「大臣等」という。）
433 頁下から 11 行目	当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣又は国家公安委員会（次号において「大臣等」という。）	当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会（次号において「大臣等」という。）
435 頁 16 行目	2 第 1 項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。	2 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。
443 頁 5 行目	第 1 項各号に掲げる事項若しくは前項第 2 号から第 4 号まで、第 6 号若しくは第 8 号に掲げる書類に記載した事項に変更（法第 49 条の 2 第 1 項の変更の認定に伴うものを除く。）があったとき又は同条第 1 項ただし書の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、	第 1 項各号に掲げる事項若しくは第 2 項第 2 号から第 4 号まで、第 6 号若しくは第 8 号に掲げる書類に記載した事項に変更（法第 49 条の 2 第 1 項の変更の認定に伴うものを除く。）があったとき、又は同条第 1 項ただし書の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、
474 頁 11 行目	（法 58 条の 2 第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める書類）	（法第 58 条の 2 第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める書類）
478 頁 15 行目	前条において読み替えて準用する民事訴訟法 108 条の規定により	前条において読み替えて準用する民事訴訟法第 108 条の規定により
487 頁下から 4 行目	特定個人情報保護評価（番号利用法第 26 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）	特定個人情報保護評価（番号利用法第 27 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）
490 頁下から 1 行目	特定個人情報保護評価（番号利用法第 26 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）	特定個人情報保護評価（番号利用法第 27 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）
491 頁 2 行目	番号利用法第 26 条第 1 項において	番号利用法第 27 条第 1 項において
542 頁下から 6 行目	第 42 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。	第 42 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
543 頁下から 9 行目	報告義務違反等に対する直罰（第 85 条）及び法人両罰（87 条）の法定刑が引き上げられた	報告義務違反等に対する直罰（第 85 条）及び法人両罰（第 87 条）の法定刑が引き上げられた。
548 頁 3 行目	「第 83 条」	「第 84 条」
551 頁 7 行目	個人情報取扱事業者が第三者に対して第 26 条第 1 項に基づく確認を行う際の当該第三者による虚偽申告の禁止、	個人情報取扱事業者が第三者に対して第 26 条第 2 項に基づく確認を行う際の当該第三者による虚偽申告の禁止、
551 頁 15 行目	個人情報取扱事業者が第三者に対して第 26 条第 1 項に基づく確認を行う際に	個人情報取扱事業者が第三者に対して第 26 条第 2 項に基づく確認を行う際に

なお、算用数字に統一すべき箇所については増刷（2刷）にあたり修正いたしました。